平成２１年（フ）第２５３号
神奈川県中郡二宮町二宮334番地
破産者　脇　　浩一
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２３号
長野県千曲市大字稲荷山872番地
破産者　高村　訓正
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７７号
長野県北佐久郡立科町大字芦田3933番地２
破産者　太田　正明
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４８９号
静岡県焼津市三ケ名1057番地の２　エスペランサ201
破産者　蛭間　淳一
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７３０号
名古屋市緑区大高町字下塩田30番地の１　タウニー大高205号
破産者　佐々木慎也
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８０号
愛知県半田市乙川新町１丁目４番地　県営乙川住宅２棟107号
破産者　金﨑　龍次
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８７７号
名古屋市緑区桃山４丁目201番地　ももやま荘401号
破産者　門川　勇市
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１９４１号
京都市左京区田中西高原町30番地
破産者　松本　栄子
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
奈良市青山１丁目２―48、破産手続開始決定時の住所大阪府枚方市杉山手１丁目35番18号
破産者　米田　信治
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
奈良市青山１丁目２―48、破産手続開始決定時の住所大阪府枚方市杉山手１丁目35番18号
破産者　米田美津代
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２３号
大津市尾花川11番26―104号　石井一方
破産者　井筒賀園こと近代住研こと　井筒　弥生
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
和歌山市久右衛門丁57番地　入山マンション206号
破産者　東山　雅彦
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２８７号
和歌山市吉礼65番地の１
破産者　水嶋　康二
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３３９号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷1620番地の４
破産者　いわい建設こと　福山　和良
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３５４号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1004番地11
破産者　濵野　実希
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３６２号
和歌山市毛見1437番地の238
破産者　たまや漆器店こと　橋本　昌明
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３６３号
和歌山市毛見1437番地の238
破産者　橋本　幸子
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７３号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町17番地１―１―303号
破産者　川畑　浩一
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１１１号
開始決定時の住所北海道留萌市栄町２丁目６番３号
破産者　吉尾　弘子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３２号
岩手県一関市真柴字宮沢51番地76、前住所岩手県一関市真柴字曽根田21番地７
破産者　鈴木由華里
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部